

農地法第4条転用届出申請に必要な書類

農地を転用する場合

必要書類	部数	備考
4条転用届出申請書	2	
申請地の登記簿謄本（登記事項証明書） ※全部事項証明書に限る	1	法務局 ※3ヶ月以内のもので原則原本
申請地の公図	1	法務局 ※3ヶ月以内のもので原則原本
案内図	1	
配置図（※求積図または測量図等、建物や資材等の配置、建築面積等が確認できる資料）	1	
誓約書	1	
※隣接地主の同意書 （目的が資材置場の場合）	1	
※委任状 （代理人が申請する場合）	1	
※登記簿謄本（登記事項証明書）又は定款 （申請者が法人の場合）	1	法務局 ※3ヶ月以内のもので原則原本

☆ 注 意 事 項

1. 登記簿謄本上での所有者の住所と現住所が異なる場合は、（住民票抄本・戸籍の附票等）で同一人であることを証する書類を添付してください。